



《お気を付けてください》

- ◇源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
- ◇申告用紙などの送付の有無に関係なく、前述の申告が必要な人は、必ず申告してください。
- ◇内容により、税務署への相談をお願いします。
- ◇申告は、郵送（3月15日消印有効）でもできます。

税の申告お忘れなく!

申告相談受付期間
2月16日(木)～3月15日(木)

税の申告

今年も市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までの間で、地域ごとに9ページから11ページの日程表のとおり実施します。

申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

庄原地域		
会場	市役所3階防災対策室 ☎0824-73-1146	
月日	午前(受付 8:30～11:30)	午後(受付 13:00～16:30)
2/16(木)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川
17(金)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町
20(月)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田
21(火)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平 盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行
22(水)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町
23(木)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町
24(金)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈
27(月)	高町のうち 貝六 小用町	川西町
28(火)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
29(水)	木戸町	高茂町 水越町
3/1(木)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目
2(金)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町
5(月)	宮内町	板橋町
6(火)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町
7(水)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町
8(木)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町
9(金)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町
12(月)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町四丁目
13(火)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目
14(水)	事務整理日(申告書の再提出・補完など)	
15(木)	事務整理日(申告書の再提出・補完など)	

《申告が必要な人》

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。

- 平成24年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成23年中の所得の合計額が28万円を超える人
- 給与収入(賃金パートを含む)の場合、年末調整されていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人
- 給与所得者で、給与以外の所得がある人
- 年金所得者で、公的年金等以外の所得がある人
- ※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

《確定申告が必要な人》

次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成23年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 給与所得者で、
 - ①給与の収入が2千万円を超える人
 - ②給与所得以外の所得が20万円を超える人
 - ③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得

以外の所得の合計が20万円を超える人

- ④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

《申告に必要なもの》

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける人は、住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録印



e-Tax でデータ送信！
または
書面で提出！

申告書の作成は

国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して提出できます。

※e-Tax を利用するには、電子証明書付き住民基本台帳カードの取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

問い合わせ 庄原税務署 ☎0824-72-1001 所在地 庄原市三日市町 667 番地 5

問い合わせ
庄原市税務課市民税係
☎0824-73-1146
または各支所市民生活室、
庄原税務署
☎0824-72-1001

- 《ご協力ください》
- ① 医療費控除のある人は、あらかじめ領収書などを、個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
 - ② 申告相談の時間短縮のため、農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、また医療費控除を受ける人で集計していない人は、会場にて自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。
 - ③ 土地建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得・雑損控除、住宅借入金等特別控除（1年目）のある人は、直接庄原税務署へご相談ください。
 - ④ 簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。
 - ⑤ 事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象としません。
 - ⑥ 各地区で割当てられている日程での申告にご協力ください。
 - ⑦ 申告者が集中した場合は、会場ではしばらくお待ちいただくことがあります。
 - ⑧ 税務署から申告書などが送付されている場合は、忘れずにご持参ください。
 - ⑨ 表中の受付時間をご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

会場	総領地域	比和地域	高野地域	
会場	総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063	比和文化会館 2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115	
月日	受付 9:00～11:30 13:00～16:00	受付 9:00～11:30 13:00～16:00	受付 9:00～11:30 13:00～16:00	
2/16(木)	全域	簡易申告日 (年金、給与の所得税還付申告など)	新市のうち 下本町、西町	
17(金)		福田下	新市のうち 祇園町、市原、東半戸、殿垣内	
20(月)		元常	新市のうち 新町、札幌	
21(火)		比和谷	新市のうち 別所、上市、和手川、川角、土手	
22(水)		比和上、比和中、比和下	南 新市のうち 上本町	
23(木)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	布見	和南原のうち 奥三沢、貝崎	
24(金)		永原	和南原のうち 水谷、寸為	
27(月)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家、中領家	山王	和南原のうち 深石、隣組、和南原開拓	
28(火)		石ヶ原	和南原のうち 篠原、三沢	
29(水)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	予備日 (割当日に申告できない方)	
3/1(木)	下領家、上市	越原	高 暮	
2(金)		古頃上、中先途	上湯川のうち 俵原、餅ノ実、郷原、笹谷	
5(月)	稲草西、木屋	古頃下、甲之邑	上湯川のうち 上湯川中 下湯川のうち 土居	
6(火)		木屋原上、木屋原中	下湯川のうち 尻無、下湯川中、下湯川下	
7(水)	全域	木屋原下、絞り	上里原のうち 上里原上、上里原下	
8(木)		小和田南	上里原のうち 木地山 下門田	
9(金)		事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	中門田	
12(月)		小和田東	岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上	
13(火)		小和田北	岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾	
14(水)		福田上	奥門田のうち 湯ノ谷、西川、奥門田中、奥門田下	
15(木)		事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)

会場	口和地域	東城地域	西城地域
会場	ヒューマンライツ第2会議室 ☎0824-87-2213	東城支所 3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所 2階大会議室 ☎0824-82-2124
月日	受付 9:00～11:30 13:00～16:00	受付 8:30～11:00 13:00～16:30	受付 9:00～11:30 13:00～16:00
2/16(木)	田口、熊谷、紙谷	戸宇	入江、油木
17(金)	桑垣内、中組、大草黒谷	新免、三坂	
20(月)	宮内市場、木原後庵	田黒、菅、受原	大屋、高尾
21(火)	向住、皆原	川鳥、保田	
22(水)	日南、吉木	森	八鳥、中迫
23(木)	下禰原、上禰原、麻志、 落合、真金原	内堀、小串	
24(金)	竹地本谷、芦原	竹森、千鳥	簡易申告日 (年金、給与の還付など)
27(月)	大佐古、原畑、大月市場	小奴可(川より西)、塩原	平子、三坂
28(火)	岡組、上組	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷	
29(水)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	久代	中野
3/1(木)	伊与谷、岩根、川東、藤根	帝釈始終、帝釈山中	
2(金)	永石、永沢、一日市	帝釈末渡、帝釈宇山	簡易申告日 (年金、給与の還付など)
5(月)	池津、矢淵、湯木市場	粟田(東区・南区)	西城、小鳥原
6(火)	宮沖、永田市場、大塩	粟田(中区・北区)	
7(水)	中郷、福祉村、深屋	東城	栗、熊野
8(木)	宮下、宮下ハイツ、大久保	川西 (宮平、比奈、上市、新丁、川西下)	
9(金)	元恒、出雲石	川西(陰地、上記以外)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)
12(月)	石谷、下金田	川東(久松、下1～6)、福代	大佐、福山
13(火)	金田本谷、塩谷	川東(上記以外)	
14(水)	常定東、常定西	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)
15(木)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)